

生活習慣病(糖尿病、高血圧、脂質異常症)療養計画書について

生活習慣病の方にはきめ細やかに生活習慣を管理する必要性が
国より示され、令和6年6月から生活習慣病の方には療養計画書
を用いて管理するよう通達がありました。

生活習慣病とは糖尿病、高血圧、脂質異常症を指します。

いずれかの持病があり該当される方には6月から療養計画書を作成
しますのでご協力をお願いします。

この療養計画書は数ヶ月～4ヶ月に一度更新が必要になります。

宜しくお願いいたします。

盛岡さくらクリニック